

水質基準

平成16年4月1日 施行
平成23年4月1日 改正

水質基準項目(50項目)

番号	水質項目	水質基準	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	病原生物による 汚染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること	
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること	
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること	
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること	
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること	消毒副生成物
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること	
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること	
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること	
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	
29	プロモホルム	0.09mg/L以下であること	
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	着色
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること	
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること	
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること	
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること	味
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること	
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること	着色
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること	味
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること	
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること	発泡
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること	
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること	かび臭
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること	
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること	発泡
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること	臭気
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	味
46	pH値	5.8以上8.6以下であること	基礎的性状
47	味	異常でないこと	
48	臭気	異常でないこと	
49	色度	5度以下であること	
50	濁度	2度以下であること	

水質管理目標設定項目(27項目)

番号	管理目標項目	目標値	分類
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015mg/ L 以下	無機物・重金属
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/ L 以下 (暫定)	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01mg/ L (暫定)	
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/ L 以下 (暫定)	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ L 以下	一般有機物
6	トルエン	0.4mg/ L 以下	
7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ L 以下	
8	亜塩素酸	0.6mg/ L 以下	消毒副生成物
9	二酸化塩素	0.6mg/ L 以下	消毒剤
10	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ L 以下 (暫定)	消毒副生成物
11	抱水クロラール	0.02mg/ L 以下 (暫定)	
12	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬
13	残留塩素	1mg/ L 以下	臭気
14	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ L 以上 100mg/ L 以下	味
15	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/ L 以下	着色
16	遊離炭酸	20mg/ L 以下	味
17	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ L 以下	臭気
18	メチル - t - ブチルエーテル	0.02mg/ L 以下	
19	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ L 以下	味
20	臭気強度(TON)	3 以下	臭気
21	蒸発残留物	30mg/ L 以上 200mg/ L 以下	味
22	濁度	1度以下	基礎的的症状
23	pH値	7.5程度	腐食
24	腐食性(ランゲリア指数)	- 1程度以上とし、極力0に近づける	
25	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	水道施設の健全性の指標
26	1,1 - ジクロロエチレン	0.1mg/ L 以下	一般有機物
27	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムに関して、0.1mg/ L 以下	着色

目標値欄の「暫定」は、目標値が暫定的なもの。